

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について

令和3年6月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物の個体等を、特定外来生物とし、特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、生態系等に係る被害を及ぼす疑いのある外来生物を未判定外来生物として主務省令で指定し、その輸入の際に届出を義務付けている。主務大臣は、未判定外来生物の輸入の届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定しなければならない。

今般、未判定外来生物として輸入の届出があったブチクスクスについて、法第22条の規定に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定した結果、特定外来生物に指定しないこととした。このことに伴い、未判定外来生物となる外来生物のうちクスクス科からブチクスクスを除外するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

未判定外来生物となる外来生物を指定する別表第一のうち、第一の一のイの(2)の1の「クスクス科に属する種のうち *Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）以外のもの」を「クスクス科に属する種のうち *Spilocuscus maculatus*（ブチクスクス）及び *Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）以外のもの」に改正する。

3. 予定

令和3年6月4日 パブリックコメント実施

7月下旬 公布

8月頃 施行